

令和6（2024）年度

青梅市省エネルギー住宅改修補助制度のご案内

青梅市では、省エネルギー機器等を市内の自ら居住する住宅に新たに設置する方に対して、設置・改修費用の一部を補助します。

■問合せ・申請書の提出先
青梅市環境政策課
〒198-8701
青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話：0428-22-1111（内 2534）



1. 対象となる方（申請者の要件）	- 3 -
2. 対象となる機器（補助対象機器の要件）	- 3 -
3. 補助対象経費および補助金額	- 4 -
4. 申請の手続きと流れ	- 5 -
5. 申請受付期間と申請方法	- 6 -
6. 補助対象機器の設置に関するアンケートについて	- 6 -
7. その他、注意事項	- 6 -
8. 申請時に必要な書類	- 7 -

1. 対象となる方

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに補助対象機器（以下「対象機器」という。）を設置・改修すること。
- ② 住民基本台帳法の規定により、青梅市の住民基本台帳に記載されていること。
- ③ 青梅市内に居住し、自宅（※1）に自家用（※2）として対象機器を新たに設置・改修すること。
※1 自宅とは、申請者が常時居住するための住宅をいいます。
※2 自家用とは、対象機器を住宅の占有部分・専用部分のみに使用する場合をいいます。
- ④ 同じ対象機器について、青梅市の他の補助制度を使用していないこと。
- ⑤ 同じ対象機器について、東京都の「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の補助要件を満たしていること。
- ⑥ 交付決定後、「補助対象機器の設置に関するアンケート」の提出ができること。
- ⑦ 建築基準法その他関連法令を遵守して設置・改修すること。
※例えば、都市計画法における「防火地域」または「準防火地域」内での住宅の既設窓を断熱改修する場合、延焼のおそれがある部分については、防火設備の使用（例 防火戸の設置や網入りガラス 等）が定められていますので、ご注意ください。
- ⑧ 申請日現在において市民税および固定資産税の滞納をしていないこと。
- ⑨ 過去に高断熱窓に対して、市補助制度の交付決定を受けていないこと。

2. 対象となる機器

国が実施する「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」または「先進的窓リノベ事業」の補助対象製品として登録されている窓およびガラス等を設置すること。

または、同等程度の性能を持つものとして市長が認めるものを次のいずれかの方法で改修したもの。

- ・内窓として設置
- ・既存の窓枠ごと（サッシとガラスごと）の交換
- ・既存の窓のガラスのみの交換

《注意事項》

- ・既築住宅における設置・改修であること。
- ・対象機器は、いずれも新品未使用のものであること。
- ・最低、1つの居室の全ての窓を断熱改修すること（建物の全部屋ではありません）。
- ・1居室の全ての窓改修と同時に他の居室または廊下、玄関、その他非居室（以下「その他の部屋等」という。）の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。
 - 居室の例：リビング、ダイニング、寝室、書斎 等
 - 非居室の例：トイレ、浴室、廊下、玄関、納屋 等
- ・外気に接する窓について、高断熱窓を設置してください。

【補助対象製品リンク】

- ・北海道環境財団補助対象製品一覧 (<https://ekes.jp/>)
- ・先進的窓リノベ2024事業補助対象製品一覧
(<https://window-renovation2024.env.go.jp/manufacturer/search/>)

【国の関連事業リンク】

- ・北海道環境財団補助事業 (<https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html>)
- ・先進的窓リノベ2024事業(<https://window-renovation2024.env.go.jp/>)

3. 補助対象経費および補助金額

補助対象機器	補助対象経費(※1)	補助金額(※2、3)
高断熱窓	補助対象機器の本体・部材の購入設置費用	10万円 または機器の設置費用(補助対象経費)の本人負担額の1/2相当額のいずれか低い額

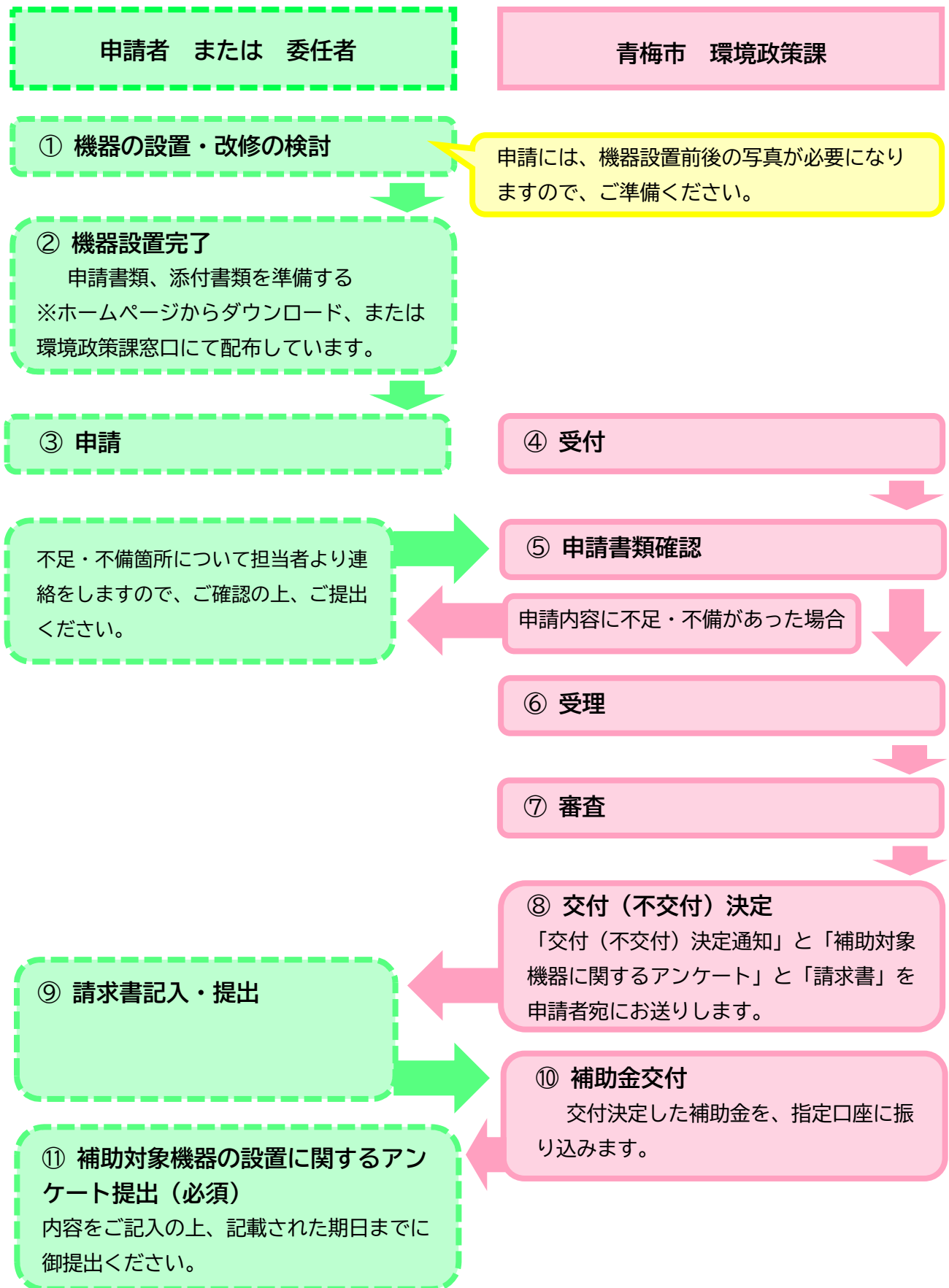
※1 補助対象経費には消費税を含みません。

※2 補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

※3 本制度は、国や東京都等の他の団体が実施している助成制度とあわせて利用することができます。

ただし、他の団体の補助と本市の補助の合算額が補助対象経費を超える場合は、超えた分を本市の補助金額から控除します。

4. 申請の手続きと流れ



5. 申請受付期間と申請方法

- ・対象機器を設置・改修した後に申請をしてください。
- ・申請できる機器は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに設置・改修完了したものが対象です。
- ・申請の期間は令和7年4月11日（必着）です。期限までに必要書類を揃え提出してください。
- ・青梅市環境政策課の窓口を持参または郵送により提出してください。
※申請者本人以外の方からの申請書の代理提出（代理申請）も可能ですが、代理申請を行う場合には必ず委任状を添付してください。

6. 補助対象機器の設置に関するアンケートについて

- ・申請者は、設置した機器をその住宅内で適正に使用し、住宅内のエネルギー効率化に努めてください。
- ・機器を設置する前と後で省エネに対する意識がどのように変化したか、また、機器を使用したことでどの程度使用量を削減できたか等を報告していただくために、「補助対象機器の設置に関するアンケート」を提出していただきます。
※「補助対象機器の設置に関するアンケート」の提出は補助金交付の条件となりますので、必ず提出してください。

7. その他、注意事項

- ・年度の途中で制度の内容等が変更になる可能性がありますので、申請前に必ず市のホームページ等をご確認ください。
- ・補助に際し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・交付条件に違反した場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
- ・その他、よくお問合せいただくご質問をQ & Aにまとめておりますので、あわせてご確認ください。

8. 申請時に必要な書類

(1) 共通に必要な書類

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し
<input type="checkbox"/>	対象機器等の購入および設置にかかる領収書の写し ※宛名が申請者氏名となっていること
<input type="checkbox"/>	対象機器等の購入および設置費用の内訳がわかる書類の写し （契約書または見積書など） ※内訳合計金額が領収書の金額と一致していること
<input type="checkbox"/>	対象機器等の形状、規格、型式および品番等がわかる書類の写し （納品書、カタログなど）
<input type="checkbox"/>	対象機器等の設置日が確認できる書類の写し （施工証明書、納品書など）
<input type="checkbox"/>	高断熱窓の性能が確認できる書類の写し （性能証明書、カタログの熱貫流率がわかるページ等） ※カタログを添付する場合は、該当する機器および性能を明確に示すこと ※先進的窓リノベ事業または断熱リフォームに係る支援事業に登録されている製品は、ホームページの当該製品の検索画面のハードコピーも可
<input type="checkbox"/>	窓の位置が確認できる平面図（手書き可） ※改修した窓の場所をラインマーカーや矢印等で明確に示すこと
<input type="checkbox"/>	対象機器等設置前の写真
<input type="checkbox"/>	対象機器等設置完了後の写真

(2) 該当者のみ必要な書類

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国・都・その他の補助内容および金額がわかる書類の写し （交付決定通知等） ※市への申請時点で国や都の補助金を交付申請している方（事前申込を除く）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 委任状 ※代理の方が申請書を提出する場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 同意書 ※管理組合の同意が必要な方